



## はなの家 写真館



皆さんの笑顔は  
職員の活力です  
♡

今号で掲載している写真は、撮影の為にマスクを外して頂きました。

# 看護部だより



新型コロナウイルスの流行によって、私たちの生活は大きく変わりました。ワクチン接種は進んでいるようですが、ブレイクスルー感染（ワクチン接種を完了した後に、感染してしまう事）やワクチン接種から時間が経過する事で抗体が減少してしまう等の心配を抱えています。未だ、外出もままならない状態が続いており、こうした状態が「コロナ鬱」に繋がり、更には『認知症』の発症リスクを高める事にもなります。

コロナウィルス禍  
外出が出来ない  
友人・家族と会えない  
趣味活動が行えない

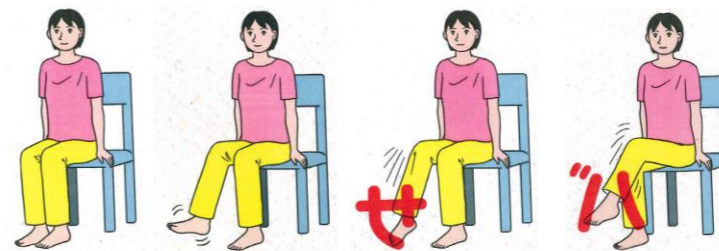
ストレスが大きくなる  
気持ちが沈む  
眠れなくなる

記憶力の衰え  
物忘れの進行

認知症の発症

そこで、認知症を追い払う「脳活トレーニング」を紹介します。日々の隙間時間に、ぜひ実践してみてください！

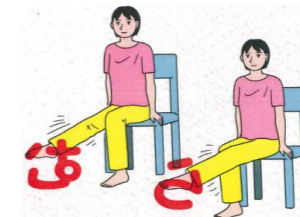
※参考資料 脳活道場 2020年10月号



- ① イスに浅く座り、背筋を伸ばして足を肩幅に開く
- ② 動かす足を持ち上げ、膝下をブラブラさせる
- ③ ②で動かした足で、足先を筆先になぞらせて『人の名前』『朝食や前日の献立』等を空中に書く
- ④ 逆の脚も同様に行う。

①～④が楽にできた人は・・・

- ⑤ 膝を伸ばした状態で、①～④を行う  
※足首を動かして文字を書きましょう



### 虫食い計算

○に当てはまる記号は…??

- ① 9 ○ 5 = 14
- ② 16 ○ 4 = 4
- ③ 13 ○ 6 = 7
- ④ 20 ○ 2 ○ 4 = 18
- ⑤ 21 ○ 3 ○ 7 = 9

### 編集後記

はなの家とむろは来年の1月4日に10周年を迎えます。それを記念して、期間限定ロゴを考えています。

11月頃には発表されるので、どんなロゴになるのか…皆様も楽しみにしてください。



# 祝 敬老の日

今年も、「よろず音楽隊」に  
お願いして、敬老の日をお祝  
いさせていただきました。



## ♪ よろず音楽隊 ♪

東名厚木病院や関連施設の職員で結成された音楽サークルです。公民館や自治会主催のイベント等で演奏しているそうです。演奏する曲もみんなと一緒に楽しめるように、考えてくださっています。敬老会では、懐かしい曲を演奏していただき、入居者様も喜ばれていました。



## ユニット紹介

### 2階 向日葵・紅葉

～自分の大切な人が住んでほしいユニットに～をモットーに従事させていただいております。ご入居者様に少しでも穏やかな時間が多くなり、ご家族の皆様へは、お父様・お母様の穏やかな暮らしが伝えられて、少しでも安心していただけるようにと考えております。

毎月、お楽しみの会を提案・実施させていただいており、たこ焼きパーティー・お好み焼きパーティーの時等は具材を混ぜていただいたり、かき氷の会の時では、かき氷機を回していただいたりと、出来る事を積極的にしていただきました。



これからもご入居者様に穏やかで笑顔が多い暮らしと、ご家族の皆様へはそのようなご報告ができますよう努めて参ります。

## 高額介護サービス費

利用者負担分の一ヶ月の支払い合計金額が負担限度額を超えた時に、超えた分が払い戻されます。  
※食事代・お部屋代などの自費の部分は対象となりません。

対象になる方には、市から申請用紙が届きます。手続きを忘れず行ってください。一度申請をしていただきますと、対象となった月は自動的に超えた分が口座に振り込まれます！



利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
年収約1160万円以上	140100円
年収約770万円以上～約1160万円未満	93000円
年収約383万円以上～約770万円未満	44400円
一般	44400円
住民税世帯非課税等	24600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・高齢福祉年金の受給者	15000円（個人）
・生活保護の利用者	15000円（個人）
・利用者負担を15000円に減額することで、生活保護の利用とならない場合	15000円

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険における、1年間の自己負担の合算額が、著しく高額であった場合に、負担額の一部が払い戻されます。  
※入院時の食事代・差額ベッド代・施設サービスなどでの食事代・お部屋代などの自費の部分は含まれません。

### ○ 70歳未満の方

所得区分 基礎控除後の総所得金額等	限度額 70歳未満の方がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民票非課税世帯	34万円

### ○ 70歳以上の方

所得区分	限度額 70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受けている方がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円



毎年対象になる方には、保険者の市町村より、申請用紙が届きますので、手続きをお願いします♪詳しい内容については、保険者の市役所へお問い合わせください！  
介護保険制度改定で利用負担が増えたご家族も多いと思います。これらの制度を上手にご活用ください。